

○東北芸術工科大学学則

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く芸術学、デザイン工学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて、「術」と「学」の一体化による「もの」を形作ることを喜びとする人材を育成し、学術文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とする。

(自己点検等)

第1条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては別に定める。

(学部の目的)

第1条の3 本学学部の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 芸術学部は、確かな造形哲学とそこから生まれる表現や文化的創造の時代や社会への関わりを観察する力、また個人の感性を育て、その観察力と感性によって他者との新たな接点を開拓し、芸術的創造によって社会に貢献できる人材の育成を目的とする。
- 2 デザイン工学部は、現代の人々の生活環境のあるべき姿を芸術の感性と工学の理性を融合する創造的思考によって考究し形作る人間の育成を教育の基本目的とし、創造的活動を通して社会に貢献する人材の育成を目的とする。

第2節 組織

(学部及び学生定員)

第2条 本学において設置する学部及び学科並びにその学生定員は、次のとおりとする。

芸術学部

歴史遺産学科	入学定員 51 人	総定員 204 人
美術科	入学定員 124 人	総定員 496 人
工芸デザイン学科	入学定員 45 人	総定員 180 人
文芸学科	入学定員 42 人	総定員 168 人

デザイン工学部

プロダクトデザイン学科	入学定員 62 人	総定員 248 人
建築・環境デザイン学科	入学定員 52 人	総定員 208 人
グラフィックデザイン学科	入学定員 90 人	総定員 360 人
映像学科	入学定員 90 人	総定員 360 人
企画構想学科	入学定員 80 人	総定員 320 人

(大学院)

第3条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は別に定める。

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

- 2 図書館に関し必要な事項は別に定める。

第3節 教職員組織

(教職員組織)

第5条 本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、講師、助教を置かないことができる。

2 前項のほか、副学長を置くことができる。

第4節 教授会

(教授会)

第6条 本学に、重要な事項を審議するため教授会を置く。

(教授会の構成)

第7条 教授会は、学長、教授、准教授、専任講師、助教その他学長が必要と認める者をもって組織する。

(教授会の招集等)

第8条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。ただし、学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した教授が議長となる。

2 学長は、教授会の構成員の3分の1以上から付議すべき事項を示し要求があった場合には、要求のあった日から10日以内に教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催)

第9条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(審議事項)

第10条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

(運営細則への委任)

第11条 その他教授会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(授業期間)

第13条 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第14条 学年は前期及び後期に分けて、各学期の期間は学年暦で別に定める。

2 前項に規定する各学期を2つの期間（以下「クォーター」という。）に分けることができる。

3 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第15条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 春季、夏季、及び冬季の休業期間は学年暦で別に定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第16条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第17条 学生は、8年を超えて在学することはできない。ただし、第24条第1項の規定により入学した者は、同条第3項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 留学期間は、在学期間に算入する。

第2節 入学、再入学、編入学、転入学

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、毎学年の始めとする。ただし、編入学、転入学及び再入学の場合は、10月とすることがある。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧課程による大学入学資格検定に合格したものを含む)
- (7) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学志願の手続)

第20条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類等に所定の入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

(入学志願者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに、誓約・保証書の提出その他所定の手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続きを完了した者に入学を許可する。

(保証人)

第23条 前条に規定する誓約・保証書の保証人が保証する極度額の合計は、入学金、修業年限全てに係る授業料の合計に相当する額とする。

2 保証人を変更したとき、又は保証人が転居したときは直ちに届出なければならない。

(再入学)

第24条 第45条の規定により本学を退学した者又は第46条の規定(第1号を除く)による除籍者が再入学を希望するときは、選考の上入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学は、退学又は除籍時の所属学科等への入学のみとする。

3 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数及び学年に

については、教授会の議を経て学長が決定する。なお、在学すべき年数は、退学又は除籍前の在学年数を算入して、第 17 条で規定する 8 年を超えることはできない。

4 再入学の場合の入学検定料及びその必要な手続きは、別に定める。

(編入学、転入学)

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学又は転入学を希望するものがあるときは、欠員のある場合に限り選考の上入学を許可することがある。

- (1) 学士の称号を有する者
 - (2) 他の大学に在学中の者又は在学したことのある者
 - (3) 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者
 - (4) 修業年限が 2 年以上でかつその他文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者
 - (5) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又は卒業した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- 3 編入学、転入学の場合の入学検定料及びその他の必要な手続きは、別に定める。

(転学部転学科)

第 26 条 本学学生が入学した他の学部学科に転学部転学科を希望するときは、選考の上これを許可することがある。

第 3 節 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第 27 条 開設する授業科目及びその単位数は別表 1 のとおりとする。

- 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第 2 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 5 第 2 項の授業の一部を、本学の教室等以外の場所で行うことができる。
- 6 各授業科目の授業は、14 週にわたる期間を単位として行う。ただし、必要と認められる場合は、この期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。
- 7 前 6 項に定めるもののほか、授業の方法に関し必要な事項は、別に定める。

(資格等取得のために必要な授業科目)

第 28 条 前条に定めるもののほか、教育職員免許及び学芸員資格の取得のために必要な授業科目、単位数及び履修方法は、別表 2 及び別表 2 の 2 のとおりとする。

(履修の方法)

第 29 条 本学において開設する授業科目の履修の方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(履修の上限)

第 30 条 学生が各学年にわたり適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が履修すべき単位数について、1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

- 2 履修登録単位数の上限については、別に定める。

(履修すべき科目の登録)

第 31 条 学生は、毎学年の各期の当初に、当該学期において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

- 2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、また単位を取得することはできない。

(単位取得の認定)

第 32 条 授業科目を履修した者に対しては、試験その他本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 33 条 学生の入学前の次の各号の学修について教育上有益と認めるときは、本学の授業科目の履修において修得した単位として認定することができる。

- (1) 大学又は短期大学における学修
- (2) 高等専門学校の特攻科における学修
- (3) 文部科学大臣が別に定める学修
- (4) 外国の大学又は短期大学における学修

2 前項において認定の対象となる授業科目は、前項各号で修得したすべての授業科目とする。

3 前 2 項により認定することができる単位数は、編入学及び転入学等の場合を除き合わせて 60 単位を超えないものとする。

(他大学等における単位修得認定)

第 34 条 本学との協定による他の大学又は短期大学において、特定の授業科目を履修しようとする者は、許可を得なければならない。

2 前項の規定により修得した単位は、60 単位を超えない範囲で本学の単位として認定することができる。

3 前 2 項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

4 前 3 項の規定は、学生が休学期間中に他大学等において修得した単位の認定に適用することができる。

(試験の時期)

第 35 条 試験の時期は、学年末又は学期末、クォーター末とする。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(成績の評価)

第 36 条 試験等の評価は、A、B、C、D、F をもって表示し、D 以上を合格とする。合否判定科目については、P または F をもって表示し、P を合格とする。

2 成績評価の判定基準等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第 37 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。

2 各授業科目においては、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、それぞれ 4 から 8 単位とする。

(卒業に必要な単位)

第 38 条 各学科の卒業に必要な単位は、124 単位とする。

(教育職員の免許状)

第 39 条 教育職員の免許状を受けようとする者は、教育職員免許取得のために必要な単位を修得しなければならない。

2 教育職員の免許状を受けようとする者の学部及び学科は、別表 2 の 3 のとおりとする。

(学芸員の資格)

第 40 条 学芸員の資格を取得しようとする者は、学芸員資格取得のために必要な単位を修得しなければならない。

2 学芸員の資格を取得しようとする者の学部及び学科は、別表 2 の 4 のとおりとする。

第 4 節 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 41 条 疾病その他やむを得ない事情により修学することのできない者は、保証人連署の上、学長に休学を願い出、その許可を得なければならない。

- 2 前項の休学のうち疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 学長は、第1項の規定にかかわらず、修学が不適当と認められる者に対し、休学を命ずることができる。
- 4 1回の休学期間は、6か月間又は1年間とし、開始時期は、前期又は後期の始めとする。ただし、原則として入学後最初の学期は休学することができない。
- 5 休学の期間は1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があると認められた者にあつては引き続きさらに延長することができる。
- 6 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 7 休学の期間は在学年数に通算しない。

(復学)

第42条 休学期間満了のとき又は休学期間であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 学期内の復学の期間は、在学年数に通算しない。
- 3 修業年限を超過して在籍している学生が、休学期間中に本学との協定による他の大学又は短期大学において修得した単位を、本学の単位として認定され卒業要件を満たした場合は、単位認定時の月末をもって休学事由が消滅したものとみなす。

(転学)

第43条 他の大学に転学を希望する者は、保証人の署名捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(留学)

第44条 本学との協定又は教授会の認定による外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長に願い出、その許可を得なければならない。

(退学)

第45条 退学しようとする者は、その事由を詳記し、保証人の署名捺印の上、学長に願い出、その許可を得なければならない。

- 2 学長は、所定の成績評価を得られない者又は著しく学業を怠り成業の見込みがないと認められる者に対し、退学を勧告することができる。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第17条に規定する在学年数を超えた者
- (2) 病気その他の理由で成業の見込みがない者
- (3) 催告を受けたにもかかわらず授業料を納入しない者
- (4) 学費減免等の決定を受けた者で納付期限までに納入しない者
- (5) 正当な理由なく履修登録をしない者

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第47条 第38条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 第1項の規定による卒業に必要な単位数のうち、第27条の第3項および第4項並びに第5項に規定する授業の方法により修得した単位数は、60単位を超えないものとする。

(学位授与)

第48条 本学は、卒業した者に学士の学位を授与する。

- 2 本学において授与する学位の名称は次のとおりとする。

学部	学位
芸術学部	学士(芸術)
デザイン工学部	学士(デザイン工学)

第6節 賞罰

(表彰)

第49条 学生として表彰すべき行為があったときは、学長は、教授会の議を経てその者を表彰する。

(罰則)

第50条 本学の学則に違反し、又は本学の学生としてあるまじき行為があったときは、学長は教授会の議を経てその者を懲戒する。

- 2 前項の懲戒は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第51条 本学に、福利厚生のための施設を置くことができる。

- 2 前項の施設に関し必要な事項は別に定める。

第8節 研究生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学生

(研究生)

第52条 本学に研究生を置くことができる。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで受講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生で当該科目の試験に合格した者には単位が与えられ、希望者には当該科目の科目修得証明書を交付する。
- 3 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第54条 本学において開設する授業科目のうち、1科目又は数科目を選んで聴講を希望するものがあるときは、当該科目の授業に支障がない限りにおいて、選考の上聴講生として入学を許可することができる。

- 2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第55条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第9節 入学検定料、入学金、授業料

(入学検定料、入学金、授業料)

第56条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表3のとおりとする。

- 2 本学において対象と認めた者について、検定料の一部を減免することができる。
- 3 入学金は、第22条第1項に規定する合格通知に際し指定する期日までに納付しなければならない。

4 授業料は、毎年これを前期、後期の2回に分けて次の期間に納入しなければならない。

前期 4月1日から4月20日まで

後期 9月1日から9月20日まで

(入学金又は授業料の免除、徴収の猶予又は分納)

第57条 本学において特別の事情があると認められた者については、入学金又は授業料の全部又は一部を免除し、徴収を猶予し、又は分納を許可することがある。

(退学時等の場合の授業料)

第58条 退学した者、転学した者又は除籍された者は、当該期の授業料を全額納入しなければならない。

2 協定大学への留学又は停学の場合は、その期間中の授業料は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料の取扱い)

第59条 休学した者の休学期間中の授業料は全額免除する。ただし、当該休学期間中は、本来納入すべき授業料の5分の1を在籍料として納入しなければならない。

(入学検定料、入学金及び授業料の不還付)

第60条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、前条に定める場合を除き、還付しない。

第10節 公開講座

(公開講座の開設)

第61条 本学において必要があると認められるときは、公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この学則は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成4年10月13日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附則

(施行)

1 この学則は、平成7年9月28日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

(施行)

2 改正後の別表3の規定にかかわらず、平成7年度以前の入学者に係る授業料は、次の表のとおりとする。

授業料	芸術学部	平成4、5年度入学者	800,000円
		平成6、7年度入学者	900,000円
	デザイン工学部	平成4、5年度入学者	900,000円
		平成6、7年度入学者	1,000,000円

附則

(施行)

1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(卒業研究・卒業制作の取り扱い)

2 平成 4 年 4 月 1 日の入学者のうち、卒業研究又は卒業制作の授業科目を平成 7 年度に履修した者については、改正後の学則の第 25 条、第 34 条及び第 35 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成 7 年度以前の入学者)

3 平成 4 年 4 月 1 日の入学者のうち第 2 項以外の者及び平成 5 年 4 月 1 日から平成 7 年 4 月 1 日までの入学者（以下、「平成 7 年度以前の入学者」という。）が、平成 8 年 3 月 31 日まで修得した単位は、別に定めるところにより改正後の学則において修得した単位とする。

(第 25 条、第 34 条及び第 35 条関係)

4 平成 7 年度以前の入学者については、改正後の学則の第 25 条、第 34 条及び第 35 条の規定にかかわらず、第 25 条の履修方法及び第 35 条については第 1 表に、第 25 条の単位数及び第 34 条については従前の例によるものとする。

(単位の読み替え)

5 平成 4 年 4 月 1 日から平成 7 年 4 月 1 日までの入学者（以下、「平成 7 年度以前の全入学者」という。）が教育職員免許状取得及び学芸員資格取得のために平成 8 年 3 月 31 日までに修得した単位（以下、「平成 7 年度以前の教職等単位」という。）は、改正後の学則において修得した単位とし、授業科目名、単位数及び科目区分は平成 7 年度以前の教職等単位と同じものとする。また、平成 7 年度以前の全入学者の単位数及び履修方法については、改正後の学則の第 26 条の規定にかかわらず、従前の例による。

(経過措置)

6 平成 7 年度以前の全入学者の経過措置については、この附則に定めるもののほか、学長が別に定める。

附則

(施行)

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1 の経過措置)

2 この学則による改正後の別表 1 は、平成 9 年 4 月 1 日以降の入学生から適用し、平成 8 年 4 月 1 日以前の入学生については従前の例による。

(科目の取り扱い)

3 前項の規定にかかわらず、この学則による改正後の別表 1 芸術学科授業科目の博物館資料論、博物館概論及び博物館学各論並びに教養科目については、平成 8 年 4 月 1 日以前の入学生にも適用する。ただし、博物館概論は博物館学Ⅰの、博物館学各論は博物館学Ⅱの単位を修得した者については、この限りではない。

(別表 2 の 2 の経過措置)

4 この学則の施行の日前に、改正前の別表 2 学芸員資格取得のために必要な授業科目、単位数及び履修方法の博物館に関する科目の項に掲げる科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の別表 2 の 2 博物館に関する科目の項に掲げる科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。

(科目の読み替え)

5 この学則の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる旧科目を修得した者は、右欄に掲げる新科目を修得したものとみなす。

旧科目	新科目
博物館学Ⅰ	博物館概論
博物館学Ⅱ	博物館学各論
博物館資料論	
社会教育概論	生涯学習概論
視聴覚教育	視聴覚教育メディア論

(単位の読み替え)

- 6 この学則の施行の日前に、この学則による改正前の別表 2 学芸員資格取得のために必要な授業科目、単位数及び履修方法において修得した油彩画修復概論の単位は、改正後の別表 2 の 2 において修得した関連科目の単位とみなす。

(平成 4 年 4 月入学者の履修方法の経過措置)

- 7 平成 4 年 4 月 1 日入学者のうち、卒業研究又は卒業制作の授業科目を平成 7 年度に履修した者については、改正後の学則の第 25 条、第 34 条及び第 35 条の規定にかかわらず、第 25 条の履修方法及び第 35 条については第 1 表により、第 25 条の単位及び第 34 条については従前の例によるものとする。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 9 年 9 月 30 日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

(授業料)

- 2 改正後の別表 3 の規定にかかわらず、平成 9 年度以前の入学者に係る授業料は、次の表のとおりとする。

授業料	芸術学部	平成 4、5 年度入学者	800,000 円
		平成 6、7 年度入学者	900,000 円
	デザイン工学部	平成 8、9 年度入学者	1,000,000 円
		平成 4、5 年度入学者	900,000 円
		平成 6、7 年度入学者	1,000,000 円
		平成 8、9 年度入学者	1,070,000 円

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(施行前の入学者)

- 2 平成 7 年度以前の芸術学科の入学者については、改正後の学則の別表 1 の規定にかかわらず、従前の例による。

(単位の読み替え)

- 3 平成 8 年 4 月 1 日から平成 10 年 4 月 1 日までの芸術学科の入学者が、平成 10 年 3 月 31 日までに修得した単位は、別に定めるところにより改正後の学則において修得した単位とする。

(経過措置)

- 4 平成 10 年度以前の全入学者の経過措置については、この附則に定めるもののほか、学長が別に定める。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(施行前の入学者)

- 2 学則第 26 条別表 2 に定める教育職員免許取得のための履修方法等は、平成 11 年 4 月 1 日からの入学者に適用することとし、適用日前の入学者に対しては従前の規定によることとする。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 11 年度以前の全入学者の経過措置については、学長が別に定める。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 12 年度以前の入学生については、従前の

定めによるものとする。

(科目の読み替え)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 13 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

(科目の読み替え)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 14 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

(科目の読み替え)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 15 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

(科目の読み替え)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附則

(施行)

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 16 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

(科目の読み替え)

- 2 前項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

(授業料)

3 改正後の別表 3 の規定にかかわらず、平成 16 年度以前の入学者に係る授業料は、次の表のとおりとする。

授業料	芸術学部	平成 10～16 年度入学者	1,100,000 円
	デザイン工学部	平成 10～16 年度入学者	1,120,000 円

附則

(施行)

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 17 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

(施行前の入学者)

2 この学則施行の際、デザイン工学部生産デザイン学科及び環境デザイン学科は、平成 18 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(科目の読み替え)

3 第 1 項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する

附則

(施行)

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 20 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

(施行前の入学者)

2 この学則施行の際、デザイン工学部情報デザイン学科及びメディア・コンテンツデザイン学科は、平成 21 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

(科目の読み替え)

3 第 1 項の規定にかかわらず、改正前の学則（以下「旧学則」という。）別表に規定する授業科目の内容が改正後の学則（以下「新学則」という。）別表に規定する授業科目の内容と同一のとき、又はそれに代わるものと認められるとき、その他相当の理由があると認められるときは、新学則別表に規定する授業科目の履修により、旧学則別表に規定する授業科目の履修とみなす。この場合における授業科目の履修方法については、学長が別に定める。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条、第 34 条及び第 35 条に関しては、平成 20 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附則

平成 22 年 6 月 23 日から施行する。第 52 条別表 3 に関しては、平成 22 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。第 52 条別表 3 に関しては、平成 22 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。第 54 条別表 3 に関して、平成 27 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附則

この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 5 年 8 月 8 日から施行する。

附則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 57 条別表 3 に関しては、令和 6 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 6 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。

附則

この学則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、令和 8 年 2 月 25 日から施行する。

附則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年度以前の入学生については、従前の定めによるものとする。
- 2 この学則施行の際、文化財保存修復学科及びコミュニティデザイン学科は、令和 8 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

■別表

別表 1 学士課程カリキュラム（第 27 条）

（省略）

別表 2 （第 28 条）

（省略）

別表 2 の 2 （第 28 条）

（省略）

別表 2 の 3 （第 39 条）

（省略）

別表 2 の 4 （第 40 条）

（省略）

別表 3 （第 56 条）

入学検定料	総合型選抜入学試験 [専願体験型] 総合型選抜入学試験 [併願型] 一般選抜入学試験 [専願型] 一般選抜入学試験 [前期] 一般選抜入学試験 [面接型] 帰国生特別選抜試験 外国人留学生特別選抜試験 社会人・シニア特別選抜試験 編入学試験 再入学試験	33,000 円
	大学入学共通テスト利用入学試験 [1 科目利用 / 2 科目利用前期・後期] 一般選抜入学試験 [後期]	15,000 円
入学金		275,000 円
授業料	歴史遺産学科（文化財保存修復コース）	1,200,000 円
	歴史遺産学科（歴史遺産コース）、文芸学科	1,135,000 円
	美術科、工芸デザイン学科、プロダクトデザイン学科、建築・環境デザイン学科、グラフィックデザイン学科、映像学科	1,320,000 円
	企画構想学科	1,220,000 円